

# ミツヒロニュース



今年は天災が多く発生した年でした。特に8月19日から20日にかけて、世界で大きな地震（マグニチュード4.5以上）が24時間の内に53回発生しています。その日を含む一週間の間に発生したM4.5以上の地震の数は150回に及びました。日本ではあまり報じられませんでしたが、この事実を知り驚きました。環太平洋火山帯を直撃しているそうですが、このヒズミが次のヒズミへと連鎖するのではないかと思います。備えあれば憂い無しと言いますので、災害への備えをしっかりと行いたいと思います。

光廣 昌史

## 今月のトピックス

- ◇年末調整の改正点と必要な申告書
- ◇企業を取り巻くリスクへの備え
- ◇保険契約者の名義変更と課税関係～H30年1月1日以後の手続き～
- ◇年末調整のお知らせ
- ◇あとがき  
スポーツの秋



## 『年末調整の改正点と必要な申告書』

平成29年度税制改正で行われた配偶者控除と配偶者特別控除の見直しは、今年から適用されます。平成30年分の年末調整手続きについて、従来との変更点を確認し、対象者（納税者本人）から提出を受ける申告書類のチェックを行いましょう。

### ○年末調整の対象者

年末調整は、会社などの給与の支払者がその役員又は使用人に対する毎月の給与等から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税（以下、所得税）の合計額と、その人が1年間に納めるべき所得税との差額を精算するものです。

12月に行う年末調整の対象者は以下の通りですが、非居住者は対象となりません。

- ・1年を通じて勤務している人。
- ・年の中途で就職し年末まで勤務している人。
- ・12月中に支給期の到来する給与の支払いを受けた後に退職した人。
- ・上記のうち、次のいずれかに当たる人は除かれます。
  - (1)1年間に支払うべきことが確定した給与の総額が2,000万円を超える人
  - (2)災害減免法の規定により、その年の給与に対する所得税の源泉徴収について、徴収猶予や還付を受けた人

### ○平成30年分の変更点

平成30年分の年末調整は、これまでと以下の点が異なります。

- ・配偶者控除の適用に、対象者の所得制限が設けられました。
- ・配偶者特別控除の適用範囲が拡大されました。
- ・これまで兼用であった「保険料控除申告書」と「配偶者特別控除申告書」が分かれました。
- ・「配偶者控除等申告書」は配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受ける場合に提出が必要です。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

### 扶養控除等（異動）申告書（マル扶）

- 年未調整を受ける大前提となる申告書です。
- 2か所以上から給与がある人の場合は、この申告書の提出先で年未調整を受けることになります。
- この申告書は年の最初の給与支給の前に提出を受けていますので、年中に控除対象となる扶養親族の数などに異動があった場合には、異動の申告がなされているか確認が必要です。

### 保険料控除申告書（マル保）

- 従来は配偶者特別控除と兼用されていましたが、平成30年分からは単独の申告書となりました。
- 以下4つの項目の控除を受ける場合に使用します。i, iiについては保険会社等からの控除証明書、iiiは国民年金の支払分について、ivは支払分についてそれぞれ控除証明書の添付が必要です。
  - i 生命保険料控除（一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料）
  - ii 地震保険料控除
  - iii 社会保険料控除
  - iv 小規模企業共済等掛金控除



### 配偶者控除等申告書（マル配）

- 平成30年分で新設された申告書です。
- 配偶者特別控除の適用だけでなく、配偶者控除（その年の合計所得金額が38万円以下の配偶者）の適用にも申告書の提出が必要です。  
「扶養控除等申告書」に“源泉控除対象配偶者”的記入がある場合は、この申告書の提出を忘れないよう注意喚起しましょう。
- 申告書の「あなたの本年中の合計所得金額（見積額）」及び「配偶者の合計所得金額（見積額）」の欄は記載必須事項です。申告書の裏面を参考に必ず記入してもらってください。
- 配偶者の個人番号（マイナンバー）の記載は原則必要です。ただし、一定の場合にはマイナンバーの記載を不要とすることができます。

### 住宅借入金等特別控除申告書



- 居住から2年目以降に年未調整で控除を受ける場合に使用する申告書です。
- この申告書は、対象者自身が確定申告をすることで税務署から送付される書類です。
- 対象となる平成30年分の「住宅借入金等特別控除申告書」に金融機関が発行する「年末残高証明書」を添付の上、提出してもらいましょう。

平成30年分給与所得者の配偶者控除等申告書の記載例等は、国税庁HPをご覧ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648\\_71\\_kisairei\\_haigusha.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_71_kisairei_haigusha.htm)

# ～企業を取り巻くリスクへの備え～

2018年は大規模な自然災害が多い年になりました。企業を取り巻くさまざまなリスクへの備えの重要性を感じられた方も多いのではないでしょうか。

ここでは、内閣府が今年4月に発表した調査結果※から、企業のリスクに対する備えについてみていきます。

## 6割以上がリスクを想定

上記調査結果から、具体的にリスクを想定して経営を行っている企業の割合は、回答企業の68.7%となりました。なお、この割合は企業規模が大きいほど高いという特徴があります。では、企業はどのようなリスクを想定しているのでしょうか。

### 地震を想定する企業が最も多い

次に、企業が想定しているリスクについて、想定割合が高い順に10種類をまとめると、下表のとおりです。全体の回答をみると、地震が92.0%で最も高くなりました。次いで火災・爆発が59.3%、新型インフルエンザ等の感染症が49.3%となりました。

規模別にみると、大企業では上位6つのリスクまで、想定している割合が50%を超えています。一方、中堅企業とその他企業（いわゆる中小企業等）では、上位2つまでが50%を超えるました。

### 自社にとっての優先順位づけが重要

こうしたリスクは地域や業種によって異なります。また、想定外のことが発生することもあり、すべてのリスクに備えることは、実際には困難です。そのため、自社のリスクを洗い出し、優先順位をつけて対策に取り組んでいくことが重要です。ここで紹介したリスクなどを参考に、自社にとってのリスクを今一度考えてみてはいかがでしょうか。

### 企業が想定しているリスク上位10種類（%、複数回答）

全体		大企業		中堅企業		その他企業	
地震	92.0	地震	98.1	地震	92.6	地震	89.9
火災・爆発	59.3	新型インフルエンザ等の感染症	69.1	火災・爆発	55.9	火災・爆発	58.6
新型インフルエンザ等の感染症	49.3	火災・爆発	67.6	新型インフルエンザ等の感染症	49.5	通信(インターネット・電話)の途絶	44.7
通信(インターネット・電話)の途絶	47.8	通信(インターネット・電話)の途絶	61.2	通信(インターネット・電話)の途絶	46.1	新型インフルエンザ等の感染症	43.2
津波	42.3	インフラ(電力・水道等)	53.6	津波	38.4	津波	41.1
インフラ(電力・水道等)	37.8	津波	53.2	インフラ(電力・水道等)	31.7	インフラ(電力・水道等)	36.4
洪水(津波以外)	30.5	外部委託先のサーバー・データセンター等情報システムの停止	43.5	洪水(津波以外)	30.0	取引先企業の倒産・事業中止	28.0
取引先企業の倒産・事業中止	30.2	洪水(津波以外)	43.2	取引先企業の倒産・事業中止	27.1	洪水(津波以外)	27.0
外部委託先のサーバー・データセンター等情報システムの停止	27.0	取引先企業の倒産・事業中止	43.1	外部委託先のサーバー・データセンター等情報システムの停止	25.0	外部委託先のサーバー・データセンター等情報システムの停止	23.0
物流網の断絶による仕入品の欠品	18.6	テロ・紛争(国内外)	34.2	物流網の断絶による仕入品の欠品	18.4	物流網の断絶による仕入品の欠品	14.6

内閣府「平成29年度 企業の事業継続及び防災に関する実態調査」より作成

※内閣府「平成29年度企業の事業継続及び防災に関する実態調査」

今年2月から3月に、4,959社を対象に行われた調査です。有効回答数は1,985社、回収率は40.0%です。  
企業の分類など詳細は次のURLのページから確認いただけます。

[http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/pdf/h30\\_bcp\\_report.pdf](http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/pdf/h30_bcp_report.pdf)

# 保険契約者の名義変更と課税関係 H30年1月1日以後の手続き

現行法では、生命保険契約の契約者の名義を変更しただけでは、新たに契約者になった者に対する贈与の課税はありません。

具体的には、「甲」契約者でかつ保険料負担者、「乙」被保険者、「丙」保険金受取人の場合で、その後、甲から丙に契約者の名義を変更し、丙が保険料を負担することになったとしても、名義変更時までに、甲が負担していた保険料相当額については、丙への贈与にはならないということです。

## ■名義変更後の課税の取扱いと問題点

上記例において、①丙への名義変更後、甲死亡前に保険の満期を迎えると、当該満期保険金は丙が受け取ります。この場合の丙の課税は、丙自身が負担した保険料相当額に対応する保険金部分は一時所得としての課税を受け、甲が負担した保険料相当額に対応する保険金は甲から贈与により取得したものとして贈与税の課税を受けます。

また、②名義変更後、甲の死亡前に被保険者乙が死亡すると、当該死亡保険金は丙が受取ります。この場合の丙の課税は、死亡保険金の内、丙が負担した保険料相当額に対応する保険金は一時所得としての課税を受け、甲が負担した保険料相当額に対応する保険金は甲から贈与により取得したものとして、贈与税の課税を受けます。

なお、③名義変更（甲から丙）が甲の死亡によってなされた場合には、丙は生命保険契約に関する権利を相続等により取得したことになり、甲の本来の相続財産として相続税の課税対象になります。

以上が保険契約の名義変更に関する課税の取扱いです。しかし、実際の申告では、名義変更に関する資料が十分に整備されていないこともあってか、受取保険金のすべてが一時所得として申告されていた等、法が予定していた申告が行われていない事例が散見されたようです。

## ■平成30年1月1日以後の取扱い

現行法では、保険会社から税務署に提出される情報（支払調書）には、名義変更に関する情報、元の契約者の払込保険料に関する情報はありません。

そこで、平成27年度の税制改正で平成30年1月1日以後、保険金等の支払があった場合、または契約者が死亡し名義変更があった場合には、保険会社は上記情報を税務署に提出することを義務付けられました。

今一度、保険関係の書類を確認し、今後の対応を考えてはどうかと思います。

参考文献：■国税庁HP ■My k omon ■ゆりかご俱楽部

## 年末調整のお知らせ

年末調整の計算は12月に行いますが、早めに準備に取りかかっておくと、年末に慌てることがないでしょう。今月には税務署から手続書類等が送付されますので、年末調整の対象となる人には各種書類を配布し、必要書類の準備や記入、提出を行ってもらい、年末に慌てることの無いよう早めに準備に取りかかりましょう。

## あとがき

虫明です。連日のうだるような暑さからやっと解放され、心地よい風を感じられるようになり、何かをするにはいい気候になってきました。社会人になってから、休日はトレーニングジムに行って体を動かすことを習慣付けています。体を動かすることで心も体もリフレッシュできるので、様々なスポーツをして気分転換や健康維持を心がけることも大事なことだと思っています。11月3日に開催されるひろしま国際平和マラソンに参加する予定なので、気持ちよく完走できればと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営戦針盤  
**Office  
Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中！

